

■居宅サービス（訪問系、通所系サービス）参考資料■

◆ 目 次

○ 現行居宅サービスの介護報酬の体系	1
○ 訪問介護	5
○ 訪問入浴介護	34
○ 訪問看護	35
○ 訪問リハビリテーション	37
○ 居宅療養管理指導	39
○ 通所介護	41
○ 通所リハビリテーション	49

○現行居宅サービスの介護報酬の体系

- ・ 現行の居宅サービスについては、介護報酬上は以下のような算定構造となっているところである。

<訪問系サービス>

▽訪問介護：時間単位で評価

	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上
身体介護 中心型	231単位	402単位	584単位に30分を増すごとに83単位を加算
生活援助 中心型	—	208単位	291単位に30分を増すごとに83単位を加算
通院等乗降 介助	通院等のための乗車又は降車の介助 1回100単位		

※ 身体介護： 身体介護とは、(1)利用者の身体に直接接触して行う介助サービス（そのために必要となる準備、後かたづけ等の一連の行為を含む）、(2)利用者の日常生活動作能力（ADL）や意欲の向上のために利用者と共に自立支援のためのサービス、(3)その他専門的知識・技術（介護を要する状態となった要因である心身の障害や疾病等に伴って必要となる特段の専門的配慮）をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービスをいう。

（例）・排泄介助（トイレ利用、おむつ交換等）

・食事介助、特段の専門的配慮をもって行う調理

・清拭、入浴（部分浴、洗髪、全身浴）等

※ 生活援助： 生活援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。

（以上「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年老計第10号）

より抜粋）

※ 通院等乗降介助： 要介護者である利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助をいう。

▽訪問入浴介護：回数単位で評価

1回につき 1, 250単位

▽訪問看護：時間単位で評価

	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満
訪問看護ステーション の場合	425単位	830単位	1,198単位
病院又は診療所の場合	343単位	550単位	845単位

▽訪問リハビリテーション：1日単位で評価

1日につき 550単位

▽居宅療養管理指導：回数単位で評価

医師又は歯科医師が行 う場合（月2回を限度）	居宅療養管理指導（Ⅰ） 500単位 （（Ⅱ）以外の場合）	
	居宅療養管理指導（Ⅱ） 290単位 （寝たきり老人在宅総合診療料を算定する場合）	
薬剤師が行う場合	医療機関の薬剤師の場合 550単位 （月2回を限度）	
	薬局の薬剤師の場合	月の1回目の場合 500単位
		月の2回目以降の場合 300単位
管理栄養士が行う場合（月2回を限度）		530単位
歯科衛生士等が行う場 合（月4回を限度）	月の1回目の場合	550単位
	月の2回目以降の場合	300単位

<通所系サービス>

▽ 通所介護：要介護度別に時間単位で評価

(例1) 単独型の通所介護費

	要支援	要介護1・2	要介護3・4・5
3時間以上4時間未満	286単位	354単位	503単位
4時間以上6時間未満	408単位	506単位	718単位
6時間以上8時間未満	572単位	709単位	1,006単位

(例2) 併設型の通所介護費

	要支援	要介護1・2	要介護3・4・5
3時間以上4時間未満	241単位	307単位	452単位
4時間以上6時間未満	344単位	438単位	645単位
6時間以上8時間未満	482単位	614単位	903単位

▽ 通所リハビリテーション：要介護度別に時間単位で評価

※通常規模の医療機関の通所介護リハビリテーション費の例

	要支援	要介護1・2	要介護3・4・5
3時間以上4時間未満	286単位	354単位	488単位
4時間以上6時間未満	408単位	506単位	694単位
6時間以上8時間未満	572単位	709単位	972単位

<短期入所系サービス>

▽ 短期入所生活介護：要介護度別に1日単位で評価

※単独型の短期入所生活介護費（I）（人員配置3：1）の例

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	831単位	875単位	946単位	1016単位	1087単位	1157単位

▽ 短期入所療養介護：要介護度別に1日単位で評価

※介護老人保健施設における短期入所療養介護費（I）（人員配置3：1）の例

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	949単位	983単位	1032単位	1085単位	1139単位	1192単位

<居宅系サービス>

▽認知症対応型共同生活介護：要介護度別に1日単位で評価

認知症対応型共同生活介護	要介護1	796単位
	要介護2	812単位
	要介護3	828単位
	要介護4	844単位
	要介護5	861単位
初期加算		+30単位

▽特定施設入所者生活介護：要介護度別に1日単位で評価

特定施設入所生活介護	要支援	238単位
	要介護1	549単位
	要介護2	616単位
	要介護3	683単位
	要介護4	750単位
	要介護5	818単位

<その他サービス>

▽福祉用具貸与：現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を評価。

※ 指定福祉用具の品目

- ・ 車いす
- ・ 車いす付属品
- ・ 特殊寝台
- ・ 特殊寝台付属品
- ・ 褥瘡予防用具
- ・ 体位変換器
- ・ 手すり
- ・ スロープ
- ・ 歩行器
- ・ 歩行補助つえ
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト

▽福祉用具購入：現に特定福祉用具購入に要した費用の額を評価。

※ 特定福祉用具の種目

- ・ 腰掛便座
- ・ 特殊尿器
- ・ 入浴補助用具
- ・ 簡易浴槽
- ・ 移動用リフトのつり具の部分